

第3回智頭町議会定例会会議録

令和2年9月18日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 90号 令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4. 議案第 91号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第 92号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 93号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 94号 令和元年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 95号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 96号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 97号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第 98号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 99号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第100号 令和元年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第101号 令和元年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第102号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第16. 議案第103号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 第17. 議案第104号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第18. 議案第105号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第
2号)
- 第19. 議案第106号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正
予算(第2号)
- 第20. 議案第107号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第21. 議案第108号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)
- 第22. 議案第109号 智頭町立富沢コミュニティセンターの設置及び管理に
関する条例の制定について
- 第23. 議案第110号 智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助
金基金条例の制定について
- 第24. 議案第111号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
の一部改正について
- 第25. 議案第112号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部
改正について
- 第26. 議案第113号 智頭町立智頭図書館の設置及び管理に関する条例の一
部改正について
- 第27. 議案第114号 智頭町立地区集会所の設置及び管理等に関する条例の
一部改正について
- 第28. 議案第115号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第29. 議案第116号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第30. 議案第117号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第31. 議案第118号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第32. 議案第119号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第33. 議案第120号 町道の路線変更について
- 第34. 議案第121号 特別功労表彰について
- 第35. 陳情について
- 第36. 発議第 5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部改正について
- 第37. 発議第 6号 智頭町議会委員会条例の一部改正について

第 38. 発議第 7 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

第 39. 閉会中の継続調査の申し出

第 40. 議員派遣の件

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 諸般の報告

第 3. 議案第 90 号 令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 4. 議案第 91 号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5. 議案第 92 号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6. 議案第 93 号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7. 議案第 94 号 令和元年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8. 議案第 95 号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9. 議案第 96 号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 10. 議案第 97 号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 11. 議案第 98 号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 12. 議案第 99 号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 13. 議案第 100 号 令和元年度智頭町水道事業会計決算の認定について

第 14. 議案第 101 号 令和元年度智頭町病院事業会計決算の認定について

- 第15. 議案第102号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第16. 議案第103号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）
- 第17. 議案第104号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 第18. 議案第105号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第
2号）
- 第19. 議案第106号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正
予算（第2号）
- 第20. 議案第107号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第21. 議案第108号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第22. 議案第109号 智頭町立富沢コミュニティセンターの設置及び管理に
関する条例の制定について
- 第23. 議案第110号 智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助
金基金条例の制定について
- 第24. 議案第111号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
の一部改正について
- 第25. 議案第112号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部
改正について
- 第26. 議案第113号 智頭町立智頭図書館の設置及び管理に関する条例の一
部改正について
- 第27. 議案第114号 智頭町立地区集会所の設置及び管理等に関する条例の
一部改正について
- 第28. 議案第115号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第29. 議案第116号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第30. 議案第117号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第31. 議案第118号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第32. 議案第119号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第33. 議案第120号 町道の路線変更について
- 第34. 議案第121号 特別功労表彰について
- 第35. 陳情について

第36. 発議第 5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第37. 発議第 6号 智頭町議会委員会条例の一部改正について

第38. 発議第 7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

第39. 閉会中の継続調査の申し出

第40. 議員派遣の件

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 谷口翔馬	2番 波多恵理子
3番 安道泰治	4番 國本誠一
5番 河村仁志	6番 大藤克紀
7番 岩本富美男	8番 谷口雅人
9番 岸本眞一郎	10番 酒本敏興
11番 中野ゆかり	12番 大河原昭洋

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（14名）

町長	金 兒 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	矢 部 整
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美

会 計 課 長 矢 部 久 美 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長 藤 森 啓 次
病 院 事 務 部 長 福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 柴 田 睦 子
書 記 松 田 絵 理

開 会 午 後 2 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、大藤克紀議員、7番、岩本富美男議員を指名します。

日程第2． 諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3． 議案第90号から日程第14． 議案第101号まで 12案
一括上程

○議長（大河原昭洋） 日程第3、議案第90号 令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、議案第101号 令和元年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの、12議案を一括して議題とします。

この12議案については、9月9日の本会議において決算特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 今定例会において、決算特別委員会に付託された議案についての審査結果を報告します。

9月9日の本会議において、本委員会に付託された議案第90号 令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第91号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第92号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第93号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号 令和元年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第95号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第96号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第97号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第98号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第99号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第100号 令和元年度智頭町水道事業会計決算の認定について、及び議案第101号 令和元年度智頭町病院事業会計決算の認定については、9月9日、10日、16日に委員会を、14日、15日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査した結果、妥当なもの認め、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 決算特別委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 以上で、決算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第3、議案第90号 令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第4、議案第91号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決をします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第5、議案第92号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第6、議案第93号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第7、議案第94号 令和元年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第8、議案第95号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第9、議案第96号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第10、議案第97号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第11、議案第98号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第12、議案第99号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第13、議案第100号 令和元年度智頭町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第14、議案第101号 令和元年度智頭町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第15、議案第102号から日程第33、議案第120号まで 19案
一括上程

○議長（大河原昭洋） 日程第15、議案第102号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第4号）から、日程第33、議案第120号 町道の路線変更についての19議案を一括して議題とします。

日程第15、議案第102号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第103号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第104号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第105号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第106号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第107号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第108号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第109号 智頭町立富沢コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第110号 智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4、議案第 1 1 1 号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 1 1 名)

○議長 (大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 5、議案第 1 1 2 号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 1 1 名)

○議長 (大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 6、議案第 1 1 3 号 智頭町立智頭図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 1 1 名)

○議長 (大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 7、議案第 1 1 4 号 智頭町立地区集会所の設置及び管理等に関する

条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第115号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第29、議案第116号 智頭町教育委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第30、議案第117号 智頭町教育委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第31、議案第118号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第119号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第120号 町道の路線変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34．議案第121号

○議長（大河原昭洋） 日程第34、議案第121号 特別功労表彰についてを
議題とします。

町長に提案理由を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） このたび、追加提案しました議案について、その概要を説
明します。

議案第121号 特別功労表彰につきましては、本町の町政発展に尽力された
顕著な功績に鑑み、前智頭町長、寺谷誠一郎氏に対して特別功労表彰を行いた
いので、智頭町褒章条例の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案しました議案の概要を説明しました。詳細につきましては、主
管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

これから、議案第121号の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限
を設けることがあります。ご承知ください。

議案第121号 特別功労表彰についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、お配りしております追加議案と
議案説明資料をご覧いただきたいと思えます。

議案第121号 特別功労表彰につきましては、先ほど町長が追加の提案理由
でも述べましたとおり、智頭町褒賞条例に基づく特別功労表彰を行いたいの
で、

同条例第4条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

特別功労表彰を行いたい方は、これも先ほど町長が提案理由の中で述べましたが、八頭郡智頭町大字芦津277番地、前智頭町長、寺谷誠一郎氏、昭和18年12月4日生まれであります。

寺谷誠一郎氏は、町長として5期19年の長きにわたり、まちづくり、社会福祉、教育、産業、その他各般にわたっての振興など、本町の町政発展に尽力され、その功労は抜群であり、特別功労表彰の該当であると認められるため、町表彰審査委員会の議決を経て、本議会の議決を求めるものでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時56分

再 開 午後 3時58分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第121号 特別功労表彰についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35. 陳情について

○議長（大河原昭洋） 日程第35、陳情についてを議題とします。

9月9日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

9月9日に本会議において付託を受けた陳情について、9月15日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第9号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情は趣旨採択、陳情第10号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情は趣旨採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第9号は趣旨採択、陳情第10号は趣旨採択です。

お諮りします。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

9月9日に本会議において付託を受けた陳情について、9月14日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第7号 那岐地内国道連結道、県道交差点に関する陳情は採択、陳情第8号 歩道設置を求める陳情は採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第7号は採択、陳情第8号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第36．発議第5号

○議長（大河原昭洋） 日程第36、発議第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 発議第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを提案するに当たり、その理由を述べさせていただきます。

ます。

平成29年7月に執行された智頭町議会議員一般選挙において、立候補者が定数と同数であったため、智頭町に記録が残る中で初めて無投票となりました。選挙で民意を反映するという民主主義の根幹を揺るがしかねない大きな問題であるという認識のもと、本町議会としても、様々な問題点を洗い出し、議論を活発化させていく必要性を感じたことから、平成30年12月定例会において、議員全員による「議会改革に関する調査特別委員会」の設置を決議し、今後の議会改革全般について調査、研究を進めることとしました。

特別委員会では、議員全員による委員会を22回、小委員会を17回、計39回の委員会を開催しました。そのほかにも、先進地視察や研修会への参加、学識経験者との懇談会も行い、議会活動の活性化や改善に積極的に取り組んできたところであります。

議員報酬や定数に関しては、議員から何度も意見を聴取してきた中で、報酬は増額と据置きが拮抗、定数も削減と現状維持が拮抗したことから、「一度立ち止まって、議員ではない第三者による公平な意見を聞こうではないか」という意見もあり、町長に対して、本町の条例で制定されている公式の審議会の設置を要請しました。

そして、令和元年10月に「特別職の報酬等に関する審議会」が設置され、計5回の審議が行われた結果、令和2年2月、報酬は増額、定数は現状維持という答申が示されました。

その答申の付記事項には、議員定数に関しても審議したが、活発な議会運営のためには定数を減らすべきではない、という結論に至ったとの説明がありました。

また、議員報酬に関しては、報酬額の面のみで立候補しやすい環境を整えることには限界もあるが、町民に対して議会の活動を分かりやすく伝え、議員個人の活動についても発信することで、議員の活動が具体的にイメージできる環境が作られ、それがひいては立候補者の増加につながることを望みます。さらに、本会議における一般質問を積極的に行使することで、さらなる議会の活性化を期待しますという意見がありました。

最後にはまとめとして、より一層の町の発展と住民福祉の向上に尽力されるとともに、議会基本条例に基づき町民の代表機関としての責任を果たし、町民に信頼され、存在感のある議会となるために積極的な活動をされることを期待します、

と記されておりました。

このことから、本町議会としての意見集約を行った結果、今後行われる選挙での無投票の防止、若い方や働き盛りの方、女性などが立候補しやすい方策の一助になるようにと、議会改革に関する調査特別委員会として議員報酬の増額という結論に達し、令和2年3月定例会において、最終報告を行ったところであります。

特別委員会の最終報告以降、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、地域経済に深刻な影響を及ぼしています。現時点では収束の目途も立っていないため、議員報酬の増額に対し、一部の議員から否定的な意見も上がりました。しかし、現議員の任期も残り1年を切り、将来の智頭町の発展のためにも、若年の勤労世代など、多様な人材が立候補を検討され、広範な民意が反映する議会となるようにと願い、このたび条例の一部改正を提案したものであります。

なお、本条例は、施行日を令和3年7月30日とし、来年の改選後に選出された議員から適用することとしています。しかし、増額する報酬に見合う議員活動がなされているのか、その資質が問われ評価されるのは、今ここにいる12人の議員も同様であると考えます。

審議会答申を真摯に受け止め、それぞれが自身を振り返り、襟を正すべきところは正し、より一層自己研さんに努め、残りの任期においても町民からの期待に応えられるよう、町の発展と住民福祉の向上のため、議員としての職責を全うしていく所存であることを申し添えます。

以上の理由により、条例に定める議員報酬の月額を、議長は33万円から35万円に、副議長は24万6,000円から29万7,000円に、常任委員長及び議会運営委員長は23万7,000円から28万8,000円に、議員は22万9,000円から28万円にそれぞれ改正するよう、本会議に上程いたします。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」、「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 2名以上の異議がありましたので、会議規則第87条の規定により起立採決を行います。

再度お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37．発議第6号

○議長（大河原昭洋） 日程第37、発議第6号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 発議第6号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを提案するに当たり、その理由を述べさせていただきます。

令和2年2月に示された、特別職の報酬等に関する審議会の答申は、町民に対して議会の活動を分かりやすく伝え、議員個人の活動についても発信することで、議員の活動が具体的にイメージできる環境が作られ、それがひいては立候補者の増加につながることを望みますと記されていました。

このことを念頭に議論を行ったところ、議会広報常任委員会の所管のうち、広聴に関する事項について、さらなる充実・強化を図ることが重要であり、議員全員を委員とする議会広報広聴常任委員会として活動を進めていくべきとの結論に至りました。

以上の理由により、条例に定める委員会の名称を「議会広報常任委員会」から「議会広報広聴常任委員会」に、同委員会の定数を5人から12人に改めるよう、

本議会に上程いたします。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38．発議第7号

○議長（大河原昭洋） 日程第38、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、意見書を朗読し、説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39. 閉会中の継続調査の申し出

○議長(大河原昭洋) 日程第39、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第40. 議員派遣の件

○議長(大河原昭洋) 日程第40、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付した資料のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 3時21分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年9月18日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 大 藤 克 紀

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男